

ドイツにおける難民に関する立法動向 —人間の尊厳にふさわしい待遇を目指して—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子

【目次】

はじめに

- I 基本法における庇護権の保障
- II 庇護申請者及び難民の法的地位
 - 1 庇護申請者の法的地位
 - 2 難民の法的地位
 - 3 滞在場所の制限、就労、家族呼寄せ及び統合講習
- III 庇護申請者に対する給付
 - 1 受給権者
 - 2 基礎給付
 - 3 病気の場合等の給付

おわりに

翻訳：庇護申請者給付法

はじめに

中東情勢の不安定化により、シリア周辺で大量の難民が発生し、世界的な問題となっている。ドイツにも、中東、バルカン半島、アフリカ大陸等から難民が流入しており、2014年の外国人⁽¹⁾による庇護申請件数は、前年比60%増の202,834件であった⁽²⁾。

このような状況に対し、ドイツは、人道上の義務から、保護の必要な難民に積極的に滞在許可を与え、難民の地位を改善しようとしている。これは、従来、ドイツは難民に対して抑制的な政策を取ってきたが、結局ドイツに残ることになった難民も多く、難民に対し、人間の尊厳にふさわしい待遇を最初から施すべきだという世論が形成されてきたためである⁽³⁾。このような難民政策の転換のために、近年、複数の法改正が行われている。

本稿では、近年の法改正を踏まえ、ドイツにおける難民法制の枠組みを紹介したい。難

(1) 2014年に庇護を申請した外国人の国籍は、シリア22.7%、セルビア9.9%、エリトリア7.6%、アフガニスタン5.3%、アルバニア4.5%、コソボ4.0%、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ3.3%等となっている。Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Aktuelle Zahlen zu Asyl*, Dezember 2014, S.7. (http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Statistik/statistik-anlage-teil-4-aktuelle-zahlen-zu-asyl.pdf?__blob=publicationFile) 以下、インターネット情報は、2015年3月2日現在のものである。

(2) これは、第一次申請のほか再申請等の申請も含む数字である。„202.834 Asylanträge im Jahr 2014,“ 2015.1.14. 連邦内務省ウェブサイトを参照。(http://www.bmi.bund.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2015/01/asylzahlen_2014.html?sessionid=60503C4861D2E0498C0EF6AA5D1A708D.2_cid287?nn=3314802)

(3) *BT-Drucksache*, 18/3839を参照。他方で、いかなる観点からも滞在権を与えることのできない外国人については庇護認定手続を迅速化し、国外退去強制を確固として行おうとする法改正も予定されている。Entwurf eines Gesetzes zur Neubestimmung des Bleiberechts und der Aufenthaltsbeendigung (*BT-Drucksache 18/4097*).

民に関する主要な法律は、庇護手続法⁽⁴⁾、滞在法⁽⁵⁾及び庇護申請者給付法⁽⁶⁾である。ドイツの法制上、難民には、ドイツ連邦共和国基本法（日本の憲法に相当する。以下「基本法」という。）が保障する「庇護権（Asyl）」を認定された外国人と、1951年のジュネーブ難民条約⁽⁷⁾（以下「難民条約」という。）の難民の定義に該当する「難民（Flüchtlinge）」の地位を認定された外国人がいる。庇護権を認定された外国人も難民の地位を認定された外国人も、同様の待遇を受ける。これらの地位を申請中の者が「庇護申請者（Asylbewerber）」である。

以下、第I章で基本法が保障する庇護権について、第II章で庇護手続法及び滞在法等における庇護申請者及び難民の法的地位に関する規定について、第III章で庇護申請者に対する給付について、その概要を紹介する。解説の最後に、表6「難民に関する最近の法令」を掲載し、末尾に、庇護申請者給付法を訳出する。

庇護申請者給付法については、2012年7月18日に、連邦憲法裁判所が、庇護申請者に対する金銭給付は、人間の尊厳にふさわしい最低限度の生活を保障する額でなければならぬと判決し（1 BvL 10/10, 1 BvL 2/11）、これを受けて同法の重要な改正が2014年に行われている⁽⁸⁾。

I 基本法における庇護権の保障

基本法第16a条第1項は、「政治的に迫害されている者⁽⁹⁾は、庇護権を享受する。」と定めている。これは、1949年に基本法が制定された当初は、第16条第2項第2文に置かれていた。庇護権は、ドイツ国内の外国人が個人として援用することができる基本権である⁽¹⁰⁾。この規定は、第二次世界大戦中にナチズムの迫害から逃れた者が、他国で亡命者として受

(4) Asylverfahrensgesetz (AsylVfG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 2. September 2008 (BGBl. I S.1798). 庇護手続法の解説及び翻訳は、本間浩「ドイツにおける難民保護と難民庇護手続法」『外国の立法』no.216, 2003.5, pp.66-114を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000505_po_21602.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉

(5) Gesetz über den Aufenthalt, die Erwerbstätigkeit und die Integration von Ausländern im Bundesgebiet (Aufenthaltsgesetz - AufenthG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 25. Februar 2008 (BGBl. I S.162). 滞在法は、1965年の外国人法を引き継ぐ法律で、移民法（2005年1月1日施行）により制定された。移民法は、外国人関係法令の網羅的な改正であり、ドイツが事実上の移民国家であることを承認した法律とされている。Gesetz zur Steuerung und Begrenzung der Zuwanderung und zur Regelung des Aufenthalts und der Integration von Unionsbürgern und Ausländern (Zuwanderungsgesetz) vom 30. Juli 2004 (BGBl. I S.1950). 移民法制定の解説及び翻訳は、戸田典子「ドイツの滞在法—「外国人法」からEU「移民法」へ—」『外国の立法』no.234, 2007.12, pp.4-112を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_1000294_po_023401.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉なお、滞在法における主要な難民関連規定の改正が現在議会で審議中である（注(3)の法案）。

(6) Asylbewerberleistungsgesetz (AsylbLG) in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. August 1997 (BGBl. I S.2022).

(7) 1951年7月28日に国連が採択した難民の地位に関する条約。その第1条A第2項は、難民を「人種、宗教、国籍若しくは特定の社会的集団の構成員であること又は政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者」と定義している。

(8) 連邦憲法裁判所判決の詳細は、渡辺富久子「【ドイツ】庇護申請者給付法の改正」『外国の立法』no.262-2, 2015.2, pp.16-17を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_8965187_po_02620206.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉

(9) 「政治的に迫害されている者」とは、故国に帰還した場合、政治的な理由により、身体若しくは生命に対する迫害又は個人的な自由の侵害が予想される者である。迫害の危険は、客観的に判断される。基本法第16a条の庇護権の対象は、連邦憲法裁判所の判例の積み重ねにより明確化されてきた。Jan Bergmann et al., *Ausländerrecht: Aufenthaltsgesetz und Freizügigkeitsgesetz/EU, Artikel 16a GG und Asylverfahrensgesetz sowie arbeits- und sozialrechtliche Vorschriften: Kommentar*, München: Beck, 2011, S.1557f. 「政治的な迫害」は、個人の政治的な信条、宗教又は自分ではどうすることもできない他の特徴により、国家により権利が侵害されているときに認められる。侵害は、国家の支配的な平和秩序から締め出される程度でなければならない。「政治的な迫害」の主体は、原則として国家でなければならない。貧困、内戦、自然災害等は庇護権付与の理由とならず、状況に応じて補充的保護（注(20)を参照）が決定される。„Politisch Verfolgte genießen Asyl“, 2012.12.12. 連邦移民難民庁ウェブサイトを参照。〈http://www.bamf.de/DE/Migration/AsylFluechtlinge/Asylrecht/asylrecht-node.html;jsessionid=4440F8DC2310033177652A7D85BC4787.1_cid368〉

(10) 本間浩『個人の基本権としての庇護権』勁草書房, 1985, p.9を参照。

け入れられたことにより生き延びることができたという経験に基づくもので⁽¹¹⁾、難民に関して、欧州で最もリベラルな規定であった⁽¹²⁾。

この規定は難民の数が少ない時代には問題がなかったが、1970年代半ば以降「第三世界」からの難民が増え、さらに1980年代後半から1990年代初めにかけて東欧やバルカン半島からの難民が急増したため、難民の数を抑制するような政策を求める声が強くなった。

その結果1993年に基本法が改正され⁽¹³⁾、難民に関する規定として新たに第16a条が設けられた。従前の第16条第2項第2文は第16a条第1項となり、第2項以下に、難民の受入れを抑制する規定が挿入された。すなわち、第一に、「安全な第三国（EU加盟国、ノルウェー及びスイス）」を経てドイツに入国する者には、庇護権が認められないことになった（基本法第16a条第2項）⁽¹⁴⁾。第二に、一部の国については、その法的状態、法適用及び一般的政治状況からして政治的迫害や、非人道的な又は品位を傷つける刑罰又は取扱いが行われていないと推定し、そのような「安全な出身国（ボスニア・ヘルツェゴビナ、ガーナ、マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セネガル及びセルビア）」⁽¹⁵⁾からの外国人の庇護申請は、当該外国人が政治的な迫害のおそれがあるという推定の根拠となる事実関係又は証拠を示さない限り、「明らかに理由がない」として却下されることになった（基本法第16a条第3項）。

この基本法改正後、庇護申請件数は2000年代後半まで減少する傾向にあった。図1に、庇護申請件数の推移を掲げる。

図1 庇護申請件数の推移



出典：Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, Aktuelle Zahlen zu Asyl, Dezember 2014, S.3f. 等を参照して筆者作成。
(http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Downloads/Infothek/Statistik/statistik-anlage-teil-4-aktuelle-zahlen-zu-asyl.pdf?__blob=publicationFile)

(11) „Lage der Flüchtlinge und Vertriebenen,“ 2008.3.11. Bundeszentrale für politische Bildung ウェブサイトを参照。(http://www.bpb.de/izpb/8351/lage-der-fluechtlinge-und-vertriebenen?p=2) また、宮根浩幸「ドイツの吸引力と難民庇護権規定改正の意味」『Brücke』8号、1995.4、p.119を参照。

(12) しかし、このリベラルな規定の適用は、逆に最も抑制的であったとされる。Klaus J. Bade, „Einwanderungskontinent Europa: Migration und Integration am Ende des 20. Jahrhunderts,“ *Zuwanderung und Asyl*, Nürnberg: Bundesamt für die Anerkennung ausländischer Flüchtlinge, 2001, S.29.

(13) Gesetz zur Änderung des Grundgesetzes (Artikel 16 und 18) vom 28. Juni 1993 (BGBl. I S.1002).

(14) これは、EU レベルでの庇護審査責任国制度に対応するものである。EU加盟国において庇護申請がなされる場合、審査を行う責任は1国（申請者が最初に入国した国、申請者が最初に庇護申請を行った国）のみが負い、責任国でない国で申請が行われた場合には、当該国はそれを実質審査することなく、責任国に送ることができる。戸田五郎「欧州庇護政策の現状と課題」『世界法年報』27号、2008、p.21。「安全な第三国」は、庇護手続法附則Iに掲げられている。

(15) 「安全な出身国」は、庇護手続法附則IIに掲げられている。「安全な出身国」の規定は、庇護申請者の受入れを回避するための法技術上のものである。庄司克宏「難民庇護政策における「規制間競争」とEUの基準設定」『慶應法学』7号、2007.3、p.619。また、「マケドニア旧ユーゴスラビア共和国」は、マケドニアが「マケドニア共和国」と称することにギリシャが反対しているために、暫定的に使用されている国名である。外務省ウェブサイトを参照。(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/macedonia/data.html#section1)

II 庇護申請者及び難民の法的地位

庇護申請者及び難民の法的地位に関する主要な法律は、庇護手続法と滞在法である。庇護手続法は、庇護申請者の法的地位を定める。滞在法は、移民（EU自由移動法が適用される者を除く。）⁽¹⁶⁾ 及び難民の法的地位を定める。滞在法は、難民については、ドイツの人道上の義務を遂行することを目的とし、その第2章第5節（第22条～第26条）において、国際法上、人道又は政治的理由に基づく滞在が定められている。

1 庇護申請者の法的地位

庇護申請者は、滞在承認（Aufenthaltsgestattung）という資格でドイツに滞在する（庇護手続法第55条。以下、この節において条番号を掲げる場合には、同法の条項を指す。）。

ドイツの連邦制の枠組みにおいては、連邦移民難民庁が庇護申請の審査を行い、各州が人口及び税収に応じて庇護申請者を受け入れる（第45条）。州は、さらに、庇護申請者の受入施設を設置する義務を負う（第44条）。庇護申請者は、連邦全体で運用されている庇護申請者配分システム（EASY）⁽¹⁷⁾ により、16州の中から1州を割り当てられる。庇護申請者が自分で州を選ぶことはできない。庇護申請者は、6週間まで、最長3月間を限度として、州が設置する受入施設に居住する義務を負う（第47条）。受入施設における居住の義務がなくなった庇護申請者は、各州の方針に応じて、共同宿泊施設（第53条）又は民間の賃貸住宅に居住する。⁽¹⁸⁾

各州において庇護手続法の事務を所掌するのは、州及び自治体の外国人官庁⁽¹⁹⁾ である。

2 難民の法的地位

連邦移民難民庁による庇護申請に係る決定は、次ページの図2のように、「庇護権認定」、「条約に基づく保護」（難民認定及び補充的保護⁽²⁰⁾）又は「国外退去強制の禁止」⁽²¹⁾ に分類される。これらに該当しない場合には、庇護申請は却下されたことになる。近年の庇護申請に係る決定件数の内訳を次ページの表1に掲げる。

(16) ここでいう移民は、就学や職業活動等を目的として滞在資格を得てドイツに滞在する外国人であり、その後永住するか否かを問わない。また、EU加盟国及び欧州経済領域加盟国（ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）並びにスイスの国民には、EU自由移動法（Freizügigkeitsgesetz/EU）が適用され、滞在法は適用されない。滞在法は、移民については、その流入を制御し、ドイツの受入能力並びに経済的利益及び労働市場政策上の利益を考慮した移住を可能とすることを目的としている（滞在法第1条）。

(17) Erstverteilung von Asylbegehrenden. 連邦内務省の中央庇護希望者配分機関が所管するシステムである。

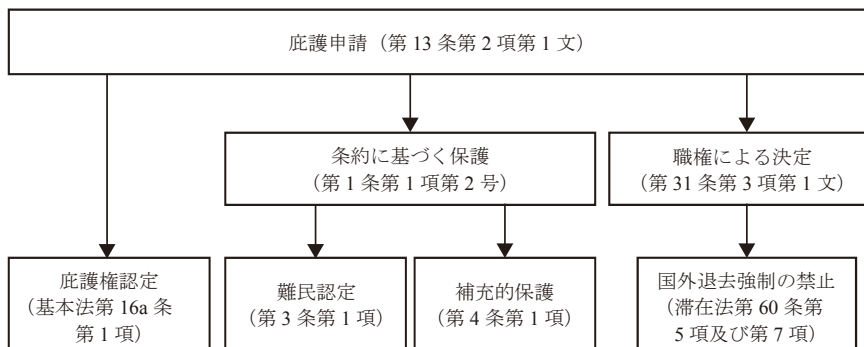
(18) 難民認定手続については、アジア福祉教育財団難民事業本部『ドイツにおける条約難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査報告』2007を参照。〈<http://www.rhq.gr.jp/japanese/hotnews/data/pdf/wha0819.pdf>〉

(19) 外国人官庁は、各州の内務省下の機関で外国人の滞在管理を司る。本間 前掲注(10), pp.166-167を参照。

(20) 補充的保護は、第三国国民又は無国籍者の国際的保護の受益者としての資格、難民又は補充的保護を受ける資格のある者の統一した地位及び与えられる保護内容についての基準に関する2011年12月13日の欧州議会及び欧州理事会指令2011/95/EU第15条を実施するものである。補充的保護とは、難民条約の解釈によっては難民と認定されないが、各種の理由から本国への帰還が可能でない又は望ましくない者に対し、国際的な人権・人道上の規範によって国際的保護の機会を与える考え方である。第6次出入国管理政策懇談会・難民認定制度に関する専門部会「難民認定制度の見直しの方向性に関する検討結果（報告）」2014.12, p.10を参照。〈<http://www.moj.go.jp/content/001130133.pdf>〉

(21) 欧州人権条約の適用により国外退去強制が許容されない場合（滞在法第60条第5項）及び他国に送還すると当該外国人の身体、生命又は自由に対する重大な具体的危険が存在する場合（同条第7項）には、国外退去強制が禁止される。

図2 連邦移民難民庁による庇護申請に係る決定



注：単に条番号を掲げる場合は、庇護手続法の条文である。

出典：Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Das deutsche Asylverfahren – ausführlich erklärt*, 2014, S.1 を参照して筆者作成。

表1 庇護申請に係る決定件数の内訳

年	決定件数	庇護権認定	難民認定	補充的保護	国外退去強制の禁止	却下等
2006	30,759	0.8%	3.6%	0.5%	1.5%	93.6%
2007	28,572	1.1%	24.1%	0.8%	1.6%	72.4%
2008	20,817	1.1%	33.9%	0.6%	2.1%	62.3%
2009	28,816	1.6%	26.6%	1.4%	4.2%	66.2%
2010	48,187	1.3%	14.7%	1.1%	4.4%	78.5%
2011	43,362	1.5%	14.9%	1.5%	4.4%	77.7%
2012	61,826	1.2%	13.0%	11.3%	2.3%	72.3%
2013	80,978	1.1%	12.3%	8.7%	2.7%	75.2%
2014	128,911	1.8%	24.1%	4.0%	1.6%	68.6%

出典：Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Aktuelle Zahlen zu Asyl*, 2014, S.10 を参照して筆者作成。

庇護申請が却下されなかった場合には、滞在許可が与えられる。なお、滞在法が定める外国人の主要な滞在資格（Aufenthaltstitel）に、期限付きの滞在許可（Aufenthaltserlaubnis）と無期限の定住許可（Niederlassungserlaubnis）がある。滞在許可を得て一定期間経過すると、申請により定住許可を受けることができる⁽²²⁾。庇護権等を認定された者の滞在資格は、次の表2のとおりである。

表2 庇護権等を認定された者の滞在資格

	滞在許可の年限	滞在許可の更新	定住許可の要件
庇護権認定・難民認定	3年以下	適宜	・ 滞在許可を受け、3年経過したこと。 ・ 庇護権又は難民認定の取消し又は撤回の要件が存在しないことを連邦移民難民庁が確認したこと。
補充的保護	1年	2年ごと	・ 滞在許可を受け、7年（注）経過したこと。（当該期間には庇護申請者として滞在した期間が算入される。） ・ 生計の確保 ・ 就労 ・ 十分なドイツ語能力等
国外退去強制の禁止	1年以上	適宜	

* 滞在資格に係る上記規定は、滞在法第26条のものである。

（注）：現在議会で審議中の法案が成立すると、この期間は5年となる。

出典：Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Das deutsche Asylverfahren – ausführlich erklärt*, 2014, S.44f を参照して筆者作成。

(22) 移民の滞在許可は、就学や就労等のために外国人に与えられ、5年以上滞在許可を保有すると、申請により定住許可を受ける。定住許可は、職業活動（就労及び自営）の権利を保障する。滞在許可においては、滞在法の個別の規定により職業活動の権利を保障している場合又は滞在資格証が職業活動を明文で許可している場合に職業活動に従事することができる。職業活動の権利が与えられていない滞在許可を有する場合には、就労のために連邦雇用庁の同意を得る必要がある（第39条）、自営は、一定の要件を満たせば可能である（第21条）。

庇護申請が却下された場合であっても、事実上又は法律上の理由により国外退去を強制することができない場合には、当該外国人に対して国外退去が一時的に猶予される（滞在法第 60a 条第 2 項。以下、この節において条番号を掲げる場合には、同法の条項を指す。）。この猶予措置を何度も延長してドイツに長く滞在する外国人も多い。ただし、この場合の滞在は、滞在資格によるものではない⁽²³⁾。

滞在法第 2 章第 5 節は、その他、庇護申請手続を経ずに外国人を引き受け、当該外国人に滞在許可を与える仕組みや、国外退去強制が命ぜられた外国人の状況に応じて、当該外国人に滞在許可を与える仕組みを定めている。

庇護申請手続を経ない滞在許可の付与の仕組みの一つとして、連邦内務省は、ドイツの政治的な利益の保護のために、各州の内務省の了解を得て、連邦移民難民庁が特定国出身の外国人に対し受入れの承諾を与えることを命令することができる（第 23 条第 2 項）。この規定に基づいて、連邦内務省は、2013 年 5 月 30 日の命令⁽²⁴⁾により 5,000 人、2013 年 12 月 23 日の命令により 5,000 人、さらに 2014 年 7 月 18 日の命令によりさらに 1 万人のシリア難民を受け入れることを決定した。これらの難民には、2 年間の滞在許可が与えられる。

滞在法の事務を所掌するのは、各州及び自治体の外国人官庁である。

3 滞在場所の制限、就労、家族呼寄せ及び統合講習

(1) 滞在場所の制限

従来、庇護申請者は庇護手続法の規定により、国外退去強制を猶予された者（以下「国外退去猶予者」という。）は滞在法の規定により、滞在場所が制限される。庇護申請者の滞在承認の適用地域は、受入施設がある外国人官庁管轄区域に限定される（庇護手続法第 56 条）。庇護申請者は、当該区域からの一時的な外出のために官庁の許可を必要とする（庇護手続法第 57 条及び第 58 条）⁽²⁵⁾。また、国外退去猶予者の滞在は、当該州の領域に制限される（滞在法第 61 条第 1 項）。

2014 年 12 月の庇護手続法及び滞在法の改正⁽²⁶⁾により、これらの移動の制限が緩和された。すなわち、許可若しくは猶予された滞在又は滞在承認を受けた滞在の期間が 3 月を経過すると、滞在場所を制限されないことになった（庇護手続法第 59a 条及び滞在法第 61 条第 1b 項）。

他方で、これらの外国人で生計が確保されていないものは、官庁が指定する場所に居住しなければならないとされた（庇護手続法第 60 条及び滞在法第 61 条第 1d 項）。これは、社会給付を行う各州の負担を平等とするための措置である。居住を義務付けられた場所からの一時的な外出には、許可は不要である。

(2) 就労

滞在法の規定によれば、庇護権又は条約に基づく保護を認定された外国人は、制限なく、

(23) 猶予の期間は、多くの場合 3 月又は 6 月である。猶予については次の資料を参照。Gemeinnützige Gesellschaft zur Unterstützung Asylsuchender, *Arbeitshilfe: Die Duldung – Aussetzung der Abschiebung*, 2010.4. (http://www.asyl.net/fileadmin/user_upload/redaktion/Dokumente/GGUA_duldung.pdf)

(24) Anordnung des Bundesministeriums des Innern gemäß § 23 Absatz 2, Absatz 3 i. V. m. § 24 Aufenthaltsgesetz zur vorübergehenden Aufnahme von Schutzbedürftigen aus Syrien und Anrainerstaaten Syriens vom 30. Mai 2013 等。

(25) 一時的な外出には、州の受入施設に居住する義務を負う間は連邦移民難民庁の許可を（第 57 条）、その後は外国人官庁の許可を要する（第 58 条）。

(26) Gesetz zur Verbesserung der Rechtsstellung von asylsuchenden und geduldeten Ausländern vom 23. Dezember 2014 (BGBl. I S.2439)。

職業活動（就労及び自営）を行うことができる（滞在法第 25 条第 1 項及び第 2 項）。

滞在法第 2 章第 5 節に規定する他の滞在許可を受けた外国人⁽²⁷⁾並びに庇護申請者⁽²⁸⁾及び国外退去猶予者の就労は、外国人の就労に関する命令⁽²⁹⁾（以下「就労令」という。）の規定による。就労令は、移民及び難民の労働力をより活用するために 2013 年に全面改正され⁽³⁰⁾、以後、これらの者の就労要件が緩和されてきた。

滞在法第 2 章第 5 節に規定する滞在許可を受けた外国人は、2013 年の就労令改正により、あらゆる就労が可能となった（就労令第 31 条）。

庇護申請者及び国外退去猶予者は、一定期間の滞在后、就労が可能となる。この期間は、2014 年の就労令改正⁽³¹⁾により、1 年から 3 月に短縮された（就労令第 32 条第 1 項）。この期間の経過後、就労する際には、連邦雇用庁の同意が必要である。連邦雇用庁は、審査により、①ドイツ人又は EU 市民により当該求人を満たすことができないこと（優先性審査）、②ドイツ人と同様の労働条件であることを認めた場合に、外国人の就労に同意する（滞在法第 39 条）。このような連邦雇用庁の関与により外国人の就労が困難となる場合が多いが、連邦雇用庁の関与要件も緩和されつつある。2013 年の改正では、事業所の職業訓練等の場合には、連邦雇用庁の同意は不要とされた（就労令第 32 条第 2 項）。

次ページの表 3 に、就労令の関連規定を掲げる。

(3) 家族呼寄せ

庇護権又は条約に基づく保護を認定された外国人は、当該地位を認定されてから 3 月以内に申請すれば、通常必要とされる要件（生計が確保されていること及び十分な居住空間を有すること）を満たさなくても、家族を呼び寄せることができる（滞在法第 29 条）⁽³²⁾。庇護申請者及び国外退去猶予者は、家族を呼び寄せることができない。

(4) 統合講習

統合講習は、ドイツ語、ドイツの法秩序、文化及び歴史を外国人に伝えるためのものである（滞在法第 43 条）。庇護権又は条約に基づく保護を認定された外国人は、統合講習に参加する権利を有する（滞在法第 44 条第 1 項）。滞在法第 2 章第 5 節に規定する他の滞在許可を受けた外国人は、講習定員の範囲内で参加が許される（滞在法第 44 条第 4 項）。しかし、庇護申請者及び国外退去猶予者には、統合講習に参加する権利がない。⁽³³⁾

(27) 滞在法第 2 章第 5 節に規定する滞在資格を保有する外国人は、一定の要件（滞在法第 21 条）を満たせば、自営も可能である。

(28) 庇護申請者については、さらに、庇護手続法第 61 条において、「外国人は、受入施設に居住する義務を負う間、いかなる職業にも就いてはならない。」と規定されている。

(29) *Verordnung über die Beschäftigung von Ausländerinnen und Ausländern (BeschV) vom 6. Juni 2013 (BGBl. I S.1499)*. 就労令は、滞在法第 42 条を根拠とする連邦労働社会省の命令である。

(30) *Verordnung zur Änderung des Ausländerbeschäftigungsrechts vom 6. Juni 2013 (BGBl. I S.1499)*.

(31) *Gesetz zur Einstufung weiterer Staaten als sichere Herkunftsstaaten und zur Erleichterung des Arbeitsmarktzugangs für Asylbewerber und geduldete Ausländer vom 31. Oktober 2014 (BGBl. I S.1649)*.

(32) 滞在法第 2 章第 5 節の規定により滞在許可を受けた外国人で、庇護権又は条約に基づく保護を認定された以外のものには、別の要件が定められている。詳細は、次の資料を参照。Deutsches Rotes Kreuz, *Familienzusammenführung: Rechtsgrundlagen für die Einreise und den Aufenthalt in Deutschland*, 2008. <<https://www.drk-wb.de/download-na.php?dokid=15374>>

(33) 統合講習への参加の権利を有する者の対象を拡大しようとする動きがある。Entwurf eines Gesetzes zur Öffnung der Integrationskurse für EU-Bürgerinnen und EU-Bürger, Ausländerinnen und Ausländer mit humanitären, völkerrechtlichen oder politischen Aufenthaltserlaubnissen sowie für Flüchtlinge im laufenden Asylverfahren und Geduldete (*BR-Drucksache 756/13*).

表 3 就労令の関連規定

適法な滞在(注1)の経過期間 (就労が可能となるまでの待機期間)	国外退去強制を猶予された者	庇護申請者	国外退去強制を猶予された者・庇護申請者				滞在法第2章第5節に規定する滞在許可を受けた外国人
	初日～	4か月目～	4か月目～	4か月目～	16か月目～	49か月目～	
可能な就労	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業所の職業訓練 ・ 社会活動ボランティア役務/連邦ボランティア役務 ・ 学校及びEU助成プログラムにおける実習 ・ 国内の高等学校修了者は、その資格に応じた就労 ・ 外国の高等学校修了者は、年収4万7600ユーロ以上のときに、その資格に応じた就労 ・ 自営業において、同居の家族の雇用 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国の高等学校修了者は、人材不足の分野(自然科学、数学、工学、医師、IT技術者)において、年収3万7128ユーロ以上のとき ・ 国内の2年以上の職業訓練修了者は、その資格に応じた就労 ・ 連邦雇用庁が人材不足を確認した分野において、外国の職業訓練でドイツと同等と認められるものを修了した者は、その資格に応じた就労 ・ 外国の職業資格を認定するために必要な有期実習 	他のあらゆる就労(ただし、パートタイム及び派遣労働は不可)	あらゆる就労(ただし、パートタイム及び派遣労働は不可)	あらゆる就労(パートタイム及び派遣労働が可能となる)	あらゆる就労	
根拠規定	第32条第2項	第32条第5項第1号(注2)	第32条第1項	第32条第5項第2号(注2)	第32条第3項	第31条	
連邦雇用庁の同意	×	○	○	○	×	×	
優先性審査	×	×	○	×	×	×	
労働条件審査	×	○	○	○	×	×	

*いずれの場合も、外国人官庁に就労許可申請を行う必要がある。

* 国外退去強制を猶予された者で、庇護申請者給付法に基づく給付を受給する目的で入国したのものには、就労は許可されない(第33条)。

注1: 「適法な滞在」とは、許可若しくは猶予された滞在又は滞在承認を受けた滞在である。

注2: 2014年11月11日から2017年11月10日までの時限規定である。

出典: Gemeinnützige Gesellschaft zur Unterstützung Asylsuchender e.V. のウェブサイトを参照して筆者作成。(<http://ggua.de/fileadmin/downloads/tabellen_und_uebersichten/Zugang_zu_Arbeit_mit_Duldung_November_2014.pdf>)

III 庇護申請者に対する給付

庇護権又は条約に基づく保護を認定された外国人及び国外退去強制が禁止された外国人は、ドイツ人と同じ社会給付を受けることができるのに対し、庇護申請者は、庇護申請者給付法に基づく給付を受ける。庇護申請者給付法に基づく主な給付には、基礎給付(庇護申請者給付法第3条。以下、この章において条番号を掲げる場合には、同法の条項を指す。)及び病気の場合等の給付(第4条及び第6条)がある。基礎給付は、現物給付と金銭給付の組合せである。

金銭給付の額は1993年以来据え置かれ、社会扶助における支給額より約40%も低い水準であった。2012年7月18日、連邦憲法裁判所は、金銭給付について、人間の尊厳にふさわしい最低限度の生活を保障するものでなければならぬと判示した。この判決を受け、

庇護申請者給付法は2014年に改正され⁽³⁴⁾、2015年3月1日から施行されている（第12条に係る改正のみ2016年1月1日施行）。改正後の金銭給付額は、社会扶助における支給額の約90%となった⁽³⁵⁾。

以下に、同法の概要を紹介する。

1 受給権者

庇護申請者給付法に基づく給付を受ける権利を有するのは、庇護申請者のほか、国外退去猶予者及び一時的に滞在を許可された他の外国人である。また、これらの者の配偶者及び未成年の子も給付を受けることができる（第1条）。

一定期間ドイツに滞在し、この間に給付を濫用しなかった外国人は、社会法典第12編に基づく社会扶助⁽³⁶⁾の給付の請求権を有する（第2条第1項）。従来、この待機期間は4年であったが、改正により、15月に短縮された。

2 基礎給付

基礎給付には、受入施設に宿泊する場合（第3条第1項）の給付と、受入施設以外で宿泊する場合（第3条第2項）の給付がある。

(1) 受入施設に宿泊する場合の給付

栄養、宿泊、暖房、衣服、健康管理、耐久消費財等に係る必要需要⁽³⁷⁾については現物が給付され、日常生活の個人的な欲求（現金需要）を充足するために、金銭給付が保障される⁽³⁸⁾。

(2) 受入施設以外で宿泊する場合の給付

受入施設においては現物で支給される栄養、衣服、健康管理、家庭用耐久消費財等に係る必要需要について、従来、現物給付に代えて金銭給付や商品券を保障することもできるとされていたが、改正⁽³⁹⁾により、金銭給付が現物給付に優先するとされた⁽⁴⁰⁾。日常生活の個人的な欲求を充足するための金銭給付も、引き続き保障される。宿泊、暖房及び家財に係る必要需要については、別途、現物又は金銭による給付がある⁽⁴¹⁾。

(34) Gesetz zur Änderung des Asylbewerberleistungsgesetzes und des Sozialgerichtsgesetzes vom 10. Dezember 2014 (BGBl. I S.2187).

(35) 州及び地方自治体の難民受入に伴う財政負担を軽減するため、連邦は、州及び地方自治体に対し、2015年及び2016年に各5億ユーロの財政支援を行うことを約束した。„Bund und Länder fassen wichtige Beschlüsse,“ 2014.12.11. 政府ウェブサイトを参照。〈<http://www.bundesregierung.de/Content/DE/Artikel/2014/12/2014-12-09-treffen-regierungschefs-bkin.html>〉

(36) 社会扶助は、①一時的に稼働能力を有しない65歳未満の者、②65歳以上の高齢者及び18歳以上の長期完全稼働能力減少者を対象とした最低生活保障制度である。齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』728号, 2011.9, p.119を参照。〈http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1&alternativeNo=〉

(37) 衣食住等、最低限の生活に必要な物質的な需要をいう。

(38) この金銭給付は最低限の社会文化的な生活を保障するためのもので、「小遣い」とも呼ばれている。Bundesamt für Migration und Flüchtlinge, *Die Organisation der Aufnahme und Unterbringung von Asylbewerbern in Deutschland*, 2013, S.24. 〈http://www.bamf.de/SharedDocs/Anlagen/DE/Publikationen/EMN/Nationale-Studien-WorkingPaper/emn-wp55-organisation-und-aufnahme-asylbewerber.pdf?__blob=publicationFile〉

(39) 前掲注(26)に掲げる法律。近年、費用上の理由から金銭給付を優先する州が増えており、この事情を反映したものである。BT-Drucksache 18/3144, S.16.

(40) これらの需要につき、金銭給付と現物給付のどちらが実際に保障されるかは、州により異なる。ibid.

(41) 共同宿泊施設が提供される場合には現物給付となり、民間の賃貸住宅の場合には金銭給付となる。どちらが優先されるかは州や自治体により異なる。詳細は、Kay Wendel, *Unterbringung von Flüchtlingen in Deutschland: Regelungen und Praxis der Bundesländer im Vergleich*, Pro Asyl, 2013を参照。〈http://www.proasyl.de/fileadmin/fm-dam/NEWS/2014/Laendervergleich_Unterbringung_2014-09-23_01.pdf〉

基礎給付の概要は、次の表 4 のとおりである。

表 4 基礎給付の概要

	食事・衣服・健康管理	宿泊・暖房・家具	個人的な欲求を満たすための給付
受入施設に居住する場合	現物給付	現物給付	金銭給付
他の施設に居住する場合	金銭給付が現物給付に優先	現物又は金銭による給付	金銭給付

出典：筆者作成。

基礎給付における金銭給付の額は、次の表 5 のとおりである。

表 5 基礎給付における金銭給付の額（ユーロ / 月）

	単身者	成人 2 人が 共同で世帯 を営む場合 1 人につき	他の成人	青少年 (14 歳以上 18 歳未満)	児童 (6 歳以上 14 歳未満)	児童 (6 歳未満)
第 3 条 第 1 項に 規定する現金需要	140	126	111	83	90	82
第 3 条 第 2 項に 規定する必要需要	212	190	170	194	154	130
合計	352	316	281	277	244	212

出典：筆者作成。

また、改正⁽⁴²⁾により、児童及び青少年は、教育並びに社会的及び文化的な生活に参加するための給付を追加的に受けることになった（第 3 条第 3 項）。

3 病気の場合等の給付

急性疾患、急性痛の治療のために、医薬品及び包帯類の支給並びに病気の回復、改善又は軽減に必要な医師の診察が保障される⁽⁴³⁾。歯科医師の診察は、医学上の理由からこれを延期することができない場合に限り保障される（第 4 条）。

その他、個別の場合において、生計の維持又は健康の保障に必要不可欠な場合には、官庁の裁量により必要な給付が保障される（第 6 条）。

おわりに

以上のように、ドイツでは、難民及び庇護申請者の法的地位が改善されつつあり、1980 年代以降の抑制的な難民政策⁽⁴⁴⁾から統合的な難民政策への転換が行われている。

しかし、他方で、増大する難民に対して不満や反感を持つ市民も増えている。受入施設

(42) 前掲注(34)に掲げる法律。

(43) 一部の州（ブレーメン及びハンブルク）では、庇護申請者に電子健康保険カードが配布されている。庇護申請者は、このカードで普通に通院することができる。費用は、州の負担となる。ほかに、この制度の導入を検討している州もある。„Bund und Länder verhandeln über Gesundheitskarte für Asylbewerber“ 2015.1.6 Zeit Online Website を参照。（<http://www.zeit.de/hamburg/aktuell/2015-01/06/fluechtlinge-bund-und-laender-verhandeln-ueber-gesundheitskarte-fuer-asylbewerber-06145013>）

(44) 1970 年代から 1980 年代の難民政策の動きについては、昔農英明『「移民国家ドイツ」の難民庇護政策』慶應義塾大学出版会、2014、pp.42-45 を参照。

における襲撃や暴行事件が頻発し⁽⁴⁵⁾、近隣における受入施設建設に反対する住民運動⁽⁴⁶⁾、難民政策全般に対する大規模なデモも多発している⁽⁴⁷⁾。難民及び庇護申請者の法的地位の改善に併せて、市民の多文化共生の意識をどのように醸成するかが今後の大きな課題となるであろう。

また、2015年に入り、バルカン半島のコソボからの庇護申請者が激増しており⁽⁴⁸⁾、コソボも「安全な出身国」に加えるべきだと主張する州が増えている⁽⁴⁹⁾。さらに、2015年には約50万人の難民がドイツに来るのではないとも言われている⁽⁵⁰⁾。政情不安で貧しい国から豊かな国への人の流れは、とどまることのない状態となっている。今後の法制面での動きが注目される。

(わたなべ ふくこ)

(45) 右翼による2014年第2四半期の難民宿泊施設に対する反対運動及び襲撃事件については、*BT-Drucksache 18/2284*を参照。宿泊施設の警備員による難民への暴行事件も報道されている。„Mehr Wachleute unter Verdacht,“ *Frankfurter Rundschau*, 30. September 2014, S.2f.

(46) „Protest gegen Asylbewerber: Dresdner verhindern Einrichtung eines Flüchtlingsheims,“ 2015.1.14. Spiegel Online Websiteを参照。(<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/protest-gegen-asylbewerber-in-dresden-verhindert-fluechtlingsheim-a-1012846.html>)

(47) 東部ザクセン州のドレスデンを中心に、「西欧のイスラム化に反対する欧州愛国主義者 (Pegida)」(Patriotische Europäer gegen die Islamisierung des Abendlandes)及び類似のグループが、2014年秋以降、ドイツ各地でデモを繰り広げている。2015年2月に入り、デモ参加者の減少傾向が見られている。„Anti-Islam-Bewegung: Pegida verliert dramatisch an Rückhalt,“ 2015.2.6. Spiegel Online Websiteを参照。(<http://www.spiegel.de/politik/deutschland/pegida-zahl-der-demonstranten-in-leipzig-berlin-und-schwerin-sinkt-a-1017122.html>)

(48) „Sehnsuchtsort Deutschland,“ *Süddeutsche Zeitung*, 14./15. Februar 2015, S.1. コソボからの庇護申請件数は、2014年の一月あたり平均744件であったが、2015年1月は3,630件であった。

(49) „Länder preschen in Flüchtlingsfrage vor,“ *Frankfurter Rundschau*, 13. Februar 2015, S.5.

(50) „Umgang mit Migranten,“ *Frankfurter Rundschau*, 8. Mai 2015, S.6.

表 6 難民に関する最近の法令

施行日	法令名
	主な内容
2013.7.1	Verordnung zur Änderung des Ausländerbeschäftigungsrechts vom 6. Juni 2013 (BGBl. I S.1499) 就労令の全面改正。滞在法第2章第5節に規定する滞在許可を受けた外国人、国外退去猶予者及び庇護申請者の就労要件の緩和。
2014.11.6	Gesetz zur Einstufung weiterer Staaten als sichere Herkunftsstaaten und zur Erleichterung des Arbeitsmarktzugangs für Asylbewerber und geduldete Ausländer vom 31. Oktober 2014 (BGBl. I S.1649) 庇護申請に係る手続期間を短縮するための庇護手続法附則Ⅱの改正（マケドニア旧ユーゴスラビア共和国、セルビア、及びボスニア・ヘルツェゴビナを「安全な出身国」に追加）。（注1）国外退去猶予者及び庇護申請者が就労可能となるまでの待機期間を1年から3月に短縮するための就労令第32条の改正。
2014.11.11	Zweite Verordnung zur Änderung der Beschäftigungsverordnung vom 6. November 2014 (BGBl. I S.1499) 国外退去猶予者及び庇護申請者の就労要件を緩和するための就労令第32条の改正。
2014.11.26	Gesetz über Maßnahmen im Bauplanungsrecht zur Erleichterung der Unterbringung von Flüchtlingen vom 20. November 2014 難民宿泊施設の建設を容易にするための建設法典第246条の改正。
2015.1.1	Gesetz zur Verbesserung der Rechtsstellung von asylsuchenden und geduldeten Ausländern vom 23. Dezember (BGBl. I S.2439) 国外退去猶予者及び庇護申請者の滞り場所の制限を緩和するための滞在法及び庇護手続法の関連規定の改正。
2015.3.1	Gesetz zur Änderung des Asylbewerberleistungsgesetzes und des Sozialgerichtsgesetzes vom 10. Dezember 2014 (BGBl. I S.2187) 庇護申請者に対する金銭給付を改善するための庇護申請者給付法第3条の改正。
2015.3.1	Gesetz zur Verbesserung der Rechtsstellung von asylsuchenden und geduldeten Ausländern vom 23. Dezember (BGBl. I S.2439) 庇護申請者に対する給付の原則を現物給付優先から、金銭給付優先へ変更するための庇護申請者給付法第3条の改正。
現在議会で 審議中	Entwurf eines Gesetzes zur Neubestimmung des Bleiberechts und der Aufenthaltsbeendigung (<i>BT-Drucksache 18/4097</i>) 残留権利及び滞在終了に関する新たな規定を設けるための滞在法の関連規定の改正。
2015年9月 に連邦政府 決定予定	Zahlungskontengesetz 難民及び庇護申請者による銀行口座の開設を容易にするための法律（注2）

注1：庇護申請に係る手続期間の短縮のためには、連邦移民難民庁の職員を2014年に300人、2015年に350人増強する措置もとられている。この結果、2014年7月の平均手続期間は7.7か月であったが、同年12月には5.7か月となった。連邦政府は、手続期間を最終的に3か月にすることを目標としている。

注2：„Bald Bankkonten für Flüchtlinge,“ *Frankfurter Rundschau*, 2. Februar 2015, S.6.

出典：筆者作成。

庇護申請者給付法

Asylbewerberleistungsgesetz (AsylbLG)

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 渡辺 富久子

第1条 給付を受ける権利を有する者

- (1) この法律に基づき給付を受ける権利を有するのは、実際に連邦領域に滞在する外国人で、次の各号に掲げるものとする。
1. 庇護手続法に基づき、[庇護手続期間の特別な] 滞在承認を受けた外国人
 2. 空港経由で入国しようとする外国人で、入国を許可されないもの又は未だ許可されていないもの
 3. 次の滞在許可を受けた外国人
 - a) 出身国における戦争を理由とした滞在法第23条第1項⁽¹⁾又は第24条⁽²⁾に規定する滞在許可
 - b) 滞在法第25条第4項第1文⁽³⁾に規定する滞在許可
 - c) 滞在法第25条第5項⁽⁴⁾に規定する滞在許可で、国外退去強制の一時的停止に関する決定後18月を経過していない場合
 4. 滞在法第60a条⁽⁵⁾の規定により[国外退去強制を] 猶予された外国人
 5. 出国義務の履行が強制可能な外国人。国外退去の催告が未だ執行可能でない場合又はもはや執行可能でない場合をも含む。
 6. 第1号から第5号までに掲げる者の配偶者、人生パートナー又は未成年の子。これらの者自らが当該各号に掲げる要件を満たさない場合をも含む。
 7. 庇護手続法第71条の規定による再申請 [Folgeantrag]⁽⁶⁾又は庇護手続法第71a条の規定による第二次申請 [Zweit Antrag]⁽⁷⁾を行った外国人
- (2) 第1項に掲げる外国人は、第1項第3号に掲げる滞在許可とは別の滞在資格⁽⁸⁾で、総有効期間が6月を超えるものを受けている間は、この法律に基づき給付を受ける権利を

* この翻訳は、連邦法務省と Juris の共同法律データベースである Gesetze im Internet の Asylbewerberleistungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 5. August 1997 (BGBl. I S.2022), das zuletzt durch Artikel 3 des Gesetzes vom 23. Dezember 2014 (BGBl. I S.2439) geändert worden ist を訳出したものである。(<<http://www.gesetze-im-internet.de/bundesrecht/asylblg/gesamt.pdf>>) インターネット情報は、2015年3月2日現在のものである。ただし、イタリック体で示した第12条の改正箇所は2016年1月1日施行であるため、BT-Drucksache 18/2592, S.12fを参照した。訳文中[]内の語句は、原綴も含め、訳者が補ったものである。

- (1) 滞在法第23条第1項は、州の最高官庁は、国際法上若しくは人道上の理由から又はドイツの政治的利益の保護のために、特定国出身の外国人又は特定の外国人集団に対し、滞在許可を与えるよう命ずることができる旨を定めている。
- (2) 滞在法第24条は、指令2001/55/ECに基づく欧州連合理事会の議決に基づいて一時的保護を保障され、連邦領域に受け入れられる意思を表明した外国人は、当該一時的保護の期間、滞在許可を与えられる旨を定めている。
- (3) 滞在法第25条第4項は、緊急の人道上若しくは個人的理由又は重大な公共の利益のために、連邦領域における一時的な滞在がさらに必要とされる外国人で、出国義務の履行を強制できないものには、一時的滞在のための滞在許可を与えることができる旨を定めている。
- (4) 滞在法第25条第5項は、出国義務の履行が強制可能な外国人であって、その出国が法律上又は事実上の理由により不可能であり、かつ、出国の障害の除去が近い将来に予見することができない者には、滞在許可を与えることができる旨を定めている。国外退去強制が18月以上一時停止(猶予)されている場合には、長期の滞在となる可能性が高いため、庇護申請者給付法に基づく給付は正当化されない。BT-Drucksache 18/2592, S.17f.
- (5) 滞在法第60a条は、事実上又は法律上の理由により国外退去強制が不可能である外国人には、国外退去強制を一時停止しなければならない旨を定めている。
- (6) 再申請とは、庇護申請の撤回後、又は先の庇護申請の拒否が確定した後に、外国人が行う新たな庇護申請である。
- (7) 第二次申請とは、他のEU加盟国において庇護申請が拒否された場合に、当該外国人がドイツにおいて行う庇護申請である。
- (8) 滞在法が定める滞在資格(Aufenthaltsstitel)には、①ビザ、②滞在許可、③定住許可、④EC継続滞在許可がある。

有しない。

- (3) 給付を受ける権利は、出国をもって又は次の各号に掲げる月の経過をもって終了する。
1. 受給要件を満たさなくなった月
 2. 連邦移民難民庁が当該外国人に庇護権を認定した月又は裁判所が連邦庁に対して認定を義務付けた月。後者の場合、決定が未だ確定していない場合をも含む。

第 1a 条 請求権の制限

第 1 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に規定する受給権者並びに第 1 条第 1 項第 6 号に規定する受給権者で、第 1 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる者の家族であるものは、これらの者が次の各号に掲げるいずれかである場合には、個別の状況に鑑みて [官庁が] 給付を拒否することができず、必要な場合に限り、この法律に基づく給付を受ける。

1. この法律に基づく給付を受給するためにこの法律の適用領域に入った受給権者
2. 自己の責めに帰すべき理由により滞在終了の措置をとることができない受給権者

第 2 条 特別な場合における給付

- (1) 15 月以上大きな中断なく連邦領域に滞在し、滞在の間給付を濫用しなかった受給権者には、第 3 条から第 7 条までの規定にかかわらず、社会法典第 12 編⁽⁹⁾を準用しなければならない。
- (2) 第 1 項に規定する受給権者が共同宿泊施設に宿泊している場合には、所轄の官庁は、地域の事情に鑑みて給付の形態を決定する。
- (3) 両親又は一方の親と同居する未成年の子は、同居の一方の親のみが第 1 項に規定する給付を受ける場合であっても、第 1 項に規定する給付を受ける。

第 3 条 基礎給付

- (1) 庇護手続法第 44 条にいう受入施設に宿泊する場合には、栄養、宿泊、暖房、衣服、健康管理並びに家庭用耐久消費財及び非耐久消費財に係る必要需要⁽¹⁰⁾については、現物を給付する。衣服を給付することができない場合には、商品券又は他の類似の現金以外の精算手段によりこれを保障することができる。家庭用耐久消費財は、貸与することができる。受給権者は、さらに、日常生活の個人的な欲求（現金需要）を充足するために、毎月一定額の金銭給付を受ける。次の各号に掲げる受給権者の現金需要は、当該各号に掲げるとおりとする。

1. 単身者 140 ユーロ
2. 共同で世帯を営む成人 2 人 1 人につき 126 ユーロ
3. 自らの世帯を有さない他の成人 1 人につき 111 ユーロ
4. 14 歳以上 18 歳未満の青少年 83 ユーロ
5. 6 歳以上 14 歳未満の児童 90 ユーロ
6. 6 歳未満の児童 82 ユーロ

国外退去強制のための勾留又は未決勾留中の受給権者の各々の現金需要は、当該需要の全部又は一部が他の方法により賄われる場合には、所轄の官庁が定める。

- (2) [受給権者が] 庇護手続法第 44 条⁽¹¹⁾にいう受入施設以外で宿泊する場合には、第 4 文

(9) 社会法典第 12 編は、社会扶助制度を定める法律である。社会扶助は、①一時的に稼得能力を有しない 65 歳未満の者、② 65 歳以上の高齢者及び 18 歳以上の長期完全稼得能力減少者を対象とした最低生活保障制度である。齋藤純子「最低生活水準とは何か—ドイツの場合—」『レファレンス』728 号, 2011.9, p.119. を参照。(<http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_3050701_po_072807.pdf?contentNo=1&alternativeNo=>)

(10) 衣食住等、最低限の生活に必要な物質的な需要をいう。

(11) 庇護手続法第 44 条は、州に対して、庇護希望者の宿泊のための受入施設の設置及び運営を義務付けている。

の規定を別として、第1項第1文に規定する必要需要を充足するために、[当該受給権者に対して]金銭給付を優先的に保障しなければならない。次の各号に掲げる受給権者の必要需要は、1月につき、当該各号に掲げるとおりとする。

1. 単身者 212 ユーロ
2. 共同で世帯を営む成人2人 1人につき 190 ユーロ
3. 自らの世帯を有さない他の成人 1人につき 170 ユーロ
4. 14歳以上18歳未満の青少年 194 ユーロ
5. 6歳以上14歳未満の児童 154 ユーロ
6. 6歳未満の児童 130 ユーロ

状況に応じて必要な場合には、必要需要を充足するために、金銭給付に代えて、現金以外の精算手段、商品券又は現物給付の形態で給付を保障することができる。宿泊、暖房及び家財道具に係る需要には、別途、金銭給付又は現物給付を支給する。第1項第3文から第6文までの規定を準用しなければならない。

- (3) 児童、青少年及び年長青少年⁽¹²⁾については、第1項又は第2項に規定する給付のほかに、教育並びに共同社会における社会的及び文化的な生活への参加のための需要を、社会法典第12編第34条、第34a条及び第34b条⁽¹³⁾の規定に準じて別途考慮する。
- (4) 第1項第5文及び第6文に規定する現金需要並びに第2項第2文に規定する必要需要は、社会法典第12編第40条第1文第1号に規定する命令と関連する社会法典第12編第28a条⁽¹⁴⁾に規定する改定率に準じ、毎年1月1日に見直される。算出した額に1ユーロ未満の端数がある場合には、その端数を四捨五入する。連邦労働社会省は、毎年11月1日までに、翌年に効力を有する各需要の額を連邦法律公報において公示する。
- (5) 連邦の所得・消費抽出調査の結果が新たに発表されたときには、現金需要及び必要需要を新たに決定する。
- (6) 金銭給付又は金銭的価値を有する給付は、受給権者又は[受取りの]権利を有する成人の世帯員に対して対面で手渡すものとする。

第4条 病気、妊娠及び出産に係る給付

- (1) 急性疾患及び急性痛の治療のために、医薬品及び包帯類の支給並びに病気又は予後の回復、改善又は軽減に必要な他の給付を含む医師及び歯科医師による治療を保障しなければならない。歯科医師による診察は、個別の場合において、医学上の理由からこれを延期することができない場合に限り行う。
- (2) 妊婦及び産褥期の女性には、医師及び介護士による支援及び世話、助産師による支援並びに医薬品、包帯類及び治療剤を保障しなければならない。
- (3) 所轄の官庁は、公に推奨された予防接種及び医学上必要な健康診断を含む医師及び歯科医師による診察を保障する。開業医又は開業歯科医による給付が行われた場合には、報酬は、当該医師又は歯科医が開業する地域で適用される契約で、社会法典第5編第72条第2項⁽¹⁵⁾の規定によるものに基づく。所轄の官庁は、適用する契約を決定する。

(12) 年長青少年は、18歳以上25歳未満。

(13) 社会法典第12編(社会扶助法)第34条(教育及び参加に係る需要)、第34a条(教育及び参加のための給付)、第34b条(事後申請)。

(14) 社会法典第12編第28a条は、生活扶助制度における区分ごとの基準需要の改定を定めている。

(15) 社会法典第5編第72条第2項は、医療サービスは、保険医団体と疾病金庫連盟が結ぶ契約により、その内容を定める旨を定めている。

第5条 労働の機会

- (1) 庇護手続法第44条にいう受入施設及び類似の施設においては、特に施設の維持及び運営のために、労働の機会を提供するものとする。ただし、受給権者の自活の義務は、労働の機会の提供の影響を受けない。その他、労働を用意できないであろう場合又は[労働の]量若しくは[提供の]時期に鑑みて十分に用意できないであろう場合には、労働の機会は、可能な限り、州、地方自治体及び公益団体において提供するものとする。
- (2) 第1項第1文前段及び第1項第2文⁽¹⁶⁾に規定する受給権者の労働に対しては、1時間につき1.05ユーロの経費補償[Aufwandsentschädigung]を支払う。
- (3) 労働の機会は、[受給権者が]労働を期待可能な方法で、かつ、少なくとも時間単位で行うことができるように、その時間及び場所を設定しなければならない。
- (4) 就労能力を有するが稼得活動を行っていない受給権者で、義務教育の年齢を超えたものは、提供された労働を行う義務を負う。[受給権者が]そのような労働従事を理由なく拒否した場合には、この法律に基づく給付を請求することができない。受給権者には、事前にその旨を教示しなければならない。
- (5) [当該労働は、]労働法にいう労働関係並びに法定疾病保険及び法定年金保険にいう雇用関係ではない。庇護手続法第61条第1項⁽¹⁷⁾の規定並びに稼得活動の禁止及び制限に関する難民法及び外国人法の義務は、第1項から第4項までに規定する活動を妨げない。労働保護に関する規定及び被用者の損害賠償責任の制限に関する原則を準用する。

第6条 その他の給付

- (1) 特に、個別の場合において生計又は健康の保障のために必要不可欠である場合又は児童の特別な欲求を満たすため若しくは行政法に基づく協力義務の遂行に必要な場合には、その他の給付を保障することができる。給付は、現物給付により保障しなければならない。特別な事情がある場合には金銭給付により保障しなければならない。
- (2) 滞在法第24条第1項に規定する滞在許可を受け、特別な欲求がある者、例えば親のいない未成年者又は拷問、強姦若しくは他の形態の心理的、身体的若しくは性的な暴力を受けた者には、必要な医療支援又はその他の支援を保障する。

第6a条 他の者の経費の弁済

緊急の場合において、第3条、第4条及び第6条に規定する給付を適時に開始した場合には行うことができなかつたであろう給付を他の者に行った者には、この者が法的又は倫理的な義務に基づき当該経費を自ら負担する必要がない場合には、必要な範囲で経費を弁済しなければならない。これは、適切な期間内に庇護申請者給付法の所轄機関に経費の弁済の申請があった場合に限り適用する。

第6b条 給付の開始

第3条、第4条及び第6条に規定する給付の開始時期の決定には、社会法典第12編第18条⁽¹⁸⁾の規定を準用しなければならない。

第7条 所得及び財産

- (1) この法律に基づく給付は、[受給権者が]自由に使うことのできる所得及び財産が受

(16) 第5条第1項の原文では、この翻訳の第1文及び第2文が一続きの第1文となっている。よって、「第1項第1文前段及び第1項第2文」とは、この翻訳の第1文及び第3文を指す。

(17) 庇護手続法第61条第1項は、受入施設に居住する義務を負う外国人は、いかなる稼得活動も行ってはならない旨を定めている。

(18) 社会法典第12編第18条は、社会扶助の運営主体が、申請者が給付の要件を満たすことを確認した後直ちに、社会扶助の給付が開始される旨を定めている。

給権者及び同居の家族により使い果たされている場合に開始される。社会法典第 12 編第 20 条⁽¹⁹⁾の規定を準用する。[受給権者が]現物給付が保障される施設に宿泊する場合において、第 1 文にいう所得及び財産があるときには、自ら及び家族が受給した給付について、第 3 条第 2 項第 2 文に掲げる給付額の費用並びに宿泊及び暖房の費用を、費用負担者に対して弁済しなければならない。州は、宿泊及び暖房の費用の概算額を定めるか、又は所轄の官庁にこれを授権することができる。

(2) 次の各号に掲げるものは、第 1 項に規定する所得とみなしてはならない。

1. この法律に基づく給付
2. 連邦戦争犠牲者援護法及び連邦戦争犠牲者援護法の準用を定める法律に基づく基礎年金
3. 生命、身体又は健康に係る損害に対する連邦補償法に基づく年金又は手当で、連邦戦争犠牲者援護法に基づく類似の基礎年金の額までの部分
4. 財産損害以外の損害を理由として、民法典第 253 条第 2 項⁽²⁰⁾の規定により行われる補償
5. 第 5 条第 2 項に規定する経費補償

(3) 第 1 項の規定の適用に際し、稼得活動による収入のうちの 25%、ただし、最高でも第 3 条第 4 項の規定と関連する第 3 条第 1 項に規定する現金需要及び第 3 条第 2 項に規定する必要需要の各需要区分の 50% までは、考慮しない。さらに、第 1 項第 1 文に規定する所得から、次の各号に掲げるものを控除しなければならない。

1. 所得に係る税金
2. 失業保険の保険料を含む社会保険の義務的保険料
3. 公的保険若しくは民間保険又は類似の制度への保険料で、法律に基づくもの
4. 所得を得るために必要な支出

(4) 受給権者が他の者に対して請求権を有する場合には、所轄の官庁は、社会法典第 12 編第 93 条⁽²¹⁾を準用し、[受給権者から]当該請求権を取得する。

(5) 第 1 項第 1 文に規定する財産から、受給権者及び同居の家族の各々について、基礎控除として 200 ユーロを控除しなければならない。さらに、第 1 項の規定の適用に際して、職業教育又は稼得活動の開始又は継続に必須の資産は、考慮しない。

第 7a 条 担保提供

[受給権者に]第 7 条第 1 項第 1 文にいう財産がある場合には、この法律に基づき受給権者及びその家族に保障する給付を理由として、受給権者に対して担保を要求することができる。担保提供の命令は、事前の執行の催告なしに、直接強制の方法で行うことができる。

第 7b 条 弁済

社会法典第 10 編第 50 条⁽²²⁾にかかわらず、第 2 条及び第 3 条に規定する給付において考慮される宿泊の費用（暖房及び温水供給の費用を除く。）の 56% は弁済する必要がない。第 1 文の規定は、社会法典第 10 編第 45 条第 2 項第 3 文⁽²³⁾の場合、第 2 条及び第 3 条に

(19) 社会法典第 12 編第 20 条は、婚姻と類似の同居パートナー又は人生パートナーの社会扶助の要件及び額を、配偶者のそれよりもよくすることは許されない旨を定めている。

(20) 民法典第 253 条は、財産損害以外の損害に対する補償を定めている。

(21) 社会法典第 12 編第 93 条（請求権の移行）

(22) 社会法典第 10 編第 50 条（不当な受給の弁済）

(23) 社会法典第 10 編第 45 条第 2 項第 3 文は、違法な授益的行政行為が取り消される場合を定めている。

規定する給付のほかに住宅手当法に基づく住宅手当が給付される場合又は住宅手当法第2条⁽²⁴⁾にいう住居に居住しない場合には、適用しない。

第8条 第三者が[外国人の生計に責任を持つ]義務がある場合の給付

- (1) 必要な生計を他の方法、特に滞在法第68条第1項第1文⁽²⁵⁾に規定する義務により賄う場合には、この法律に基づく給付は保障されない。滞在法第68条第1項第1文に規定する義務がある場合には、所轄の官庁は、州法が定める限りにおいて、[外国人が]病気、障害及び要介護状態の場合の給付の費用を引き受ける。
- (2) 第1条第1項に掲げる者に対して、滞在法第68条第1項第1文に規定する義務を6月以上果たした者には、この者に常ならざる状況があり、[この者のために]公的資金を使用することが正当化される場合には、第3条第1項第4文に規定する額の2倍までの額を毎月の手当として保障することができる。

第8a条 届出義務

非自営又は自営の稼得活動を開始する受給権者は、遅くとも稼得活動の開始の3日後までに、所轄の官庁にこれを届け出なければならない。

第9条 他の規定との関係

- (1) 受給権者は、社会法典第12編又は類似の州法に基づく給付を受けない。
- (2) 他の者、特に扶養義務者、社会給付の運営主体又は庇護手続法第44条第1項に規定する義務の枠組みにおける州の給付は、この法律による影響を受けない。
- (3) 社会法典第1編の受給権者の協力に関する第60条から第67条⁽²⁶⁾までの規定を準用しなければならない。
- (4) 社会法典第10編の次の各号に掲げる規定を準用しなければならない。
 1. 行政行為の取消[Rücknahme]、撤回[Widerruf]及び取消撤回[Aufhebung]並びに不当な受給の弁済に関する第44条から第50条までの規定
 2. 家族、扶養義務者又は他の者の情報提供義務に関する第99条の規定
 3. 給付の運営主体相互の弁済請求権に関する第102条から第114条までの規定
 社会法典第10編第44条第4項第1文⁽²⁷⁾の規定は、「4年間」を「1年間」と読み替えて適用する。
- (5) 社会法典第12編第118条の規定及び社会法典第12編第120条第1項又は連邦社会扶助法第117条に基づいて制定された法規命令の規定を準用しなければならない。

第10条 州政府による規定

州政府又は州政府により授権された州の最高官庁は、この法律を実施する官庁及び費用負担者を決定し、州法による定めがない限りにおいて、手続の細則を定めることができる。決定された官庁及び費用負担者は、第1文の規定による細則に基づいて、その任務及び費用負担を他の官庁に委任することができる。

(24) 住宅手当法第2条は、住居(Wohnraum)を、当該住居の施設管理者により、居住用と指定された空間で、かつ、その建築仕様及び設備が実際に居住にふさわしいものと定義している。

(25) 滞在法第68条(生計に対する責任)第1項第1文は、外国人の生計に責任を持つことを、ドイツ人が自ら義務とした場合を定めている。

(26) 社会法典第1編第60条(事実の申告)、第61条(出頭)、第62条(調査)、第63条(治療)、第64条(労働生活への参加のための給付)、第65条(協力の免除)、第65a条(経費補償)、第66条(非協力の効果)、第67条(事後の協力)

(27) 社会法典第10編第44条第4項第1文は、行政行為が遡及効をもって取り消される場合には、取消前の最長4年間に限り、遡って社会給付が支給される旨を定めている。

第 10a 条 所轄

- (1) この法律に基づく給付の所轄官庁は、連邦内務省が決定した中央庇護希望者配分機関により受給権者が配分された地域又は州の所管官庁により受給権者が割り当てられた地域において、第 10 条の規定により決定された官庁とする。その他の場合には、受給権者が実際に滞在する地域の官庁が所轄する。この所轄は、当該地域とは異なる地域の所轄官庁による給付が確保される場合においても、給付の終了まで継続する。
- (2) 病気の治療又はこの法律に基づく他の措置を行う施設における給付については、受給権者が [施設による] 受入れの時点で通常滞在する地域又は受入れの直近 2 月の間通常滞在した地域の官庁が所轄する。給付の開始の際に、受給権者が第 1 文にいう施設から他の施設若しくは当該施設からさらに別の施設へ移送されていた場合又は給付の開始後にそのようなことがあった場合には、最初の施設にとって基準となる滞在地を通常の滞在地と決定する。第 1 文及び第 2 文の規定により通常の滞在地を 4 週間以内に決定することができない場合又は緊急の場合には、第 1 項に規定する所轄官庁が給付について遅滞なく決定し、暫定的な措置をとらなければならない。第 1 文から第 3 文までの規定は、裁判所が命じた自由刑を執行するための施設に滞在する者又は滞在した者にも適用する。
- (3) ある者がある場所に滞在し、その事情から、当該場所又は地域に一時的でなく滞在していると認めることができる場合には、当該場所をこの法律にいう通常の滞在地とみなす。最初から時間的に 6 月以上連続した滞在も、通常の滞在地とみなさなければならない。短期の中断は考慮しない。訪問、気分転換、療養又は他の私的な目的のための滞在地であって、1 年未満のものには、第 2 文の規定を適用しない。第 1 項第 1 文の規定により [地域が] 配分又は割り当てられた場合には、当該地域を通常の滞在地とする。新生児については、母の通常の滞在地を基準とする。

第 10b 条 費用負担者相互の費用弁済

- (1) 第 10a 条第 2 項第 1 文に規定する所轄官庁は、第 10a 条第 2 項第 3 文の規定により給付を行った官庁に生じた費用を弁済しなければならない。
- (2) 第 10a 条第 2 項の場合において、受給権者が施設を退院し、その後 1 月以内に、当該施設がある地域の所轄官庁においてこの法律に基づく給付を請求する場合には、当該官庁は、第 10a 条第 2 項第 1 文に規定する受給権者の通常の滞在地の所轄官庁から、このための費用の弁済を受けなければならない。
- (3) (削除)

第 11 条 補則

- (1) この法律に基づく給付の際には、受給権者に保障することができる既存の帰還プログラム及び第三国再定住プログラム⁽²⁸⁾からの給付を教示しなければならない。適切な場合においては、[受給権者が]そのようなプログラムを請求するよう働きかけなければならない。
- (2) 受給権者が庇護法又は外国人法に基づく滞在所の制限に反して、ドイツ連邦共和国内の [許可されていない] 地域に滞在する場合には、[当該受給権者の] 実際の滞在地の所轄官庁は、状況に鑑みて拒否することができず、必要な支援に限って行うことが許さ

(28) 第三国定住とは、「すでに母国を逃れて難民となっているが、一次避難国では保護を受けられない人を他国（第三国）が受け入れる制度」である。難民支援教会ウェブサイトを参照。(<<https://www.refugee.or.jp/refugee/rst.shtml>>) 第三国定住による難民の受入れは、難民の自発的帰還及び第一次庇護国への定住と並ぶ難民問題の恒久的解決策の一つである。『第三国定住による難民の受入れの実施について』(平成 26 年 1 月 24 日、閣議了解)を参照。(<<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/nanmin/pdf/140124ryoukai.pdf>>)

れる。

- (3) 所轄官庁は、この法律に基づく給付を受ける者のデータを外国人官庁が有する当該者のデータと照合して審査する。所轄官庁は、第1文に規定する照合のために、当該者の姓、名（呼名）、出生年月日、出生地、国籍、性別、家族構成、住所、滞在法上の地位及び滞在期間を所轄の外国人官庁に伝達することができる。外国人官庁は、第2文の規定により伝達されたデータとの照合を行い、照合の結果を所轄官庁に伝達する。外国人官庁は、さらに、第2文に掲げるデータに変更があった場合には、所轄官庁に対してこれを伝達する。照合は、自動的なデータ照合により定期的に行うことができる。

第12条 庇護申請者給付統計

- (1) この法律の影響を判断するために及び法律の見直しのために、連邦統計として、次の各号に掲げる事項の調査を行う。

1. 次の給付の受給者
 - a) 特別な場合における給付（第2条）
 - b) 基礎給付（第3条）
 - c) 他の給付（第4条～第6条）

2. この法律に基づく支出及び収入

- (2) 調査項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

1. 第1項第1号 a 及び b に規定する調査においては、次のとおりとする。
 - a) 各受給者について、性別、出生年月、国籍及び滞在法上の地位
 - b) 第2条に規定する受給者については、さらに、給付の種類及び形態並びに基準需要区分⁽²⁹⁾
 - c) 第3条に規定する受給者については、さらに、基礎給付の形態及び第3条第1項第5文第1号から第6号までに規定する区分
 - d) 世帯及び個別の受給者について、居住する自治体及びその地区、実施者の種類、宿泊の種類、給付の開始年月並びに使用した所得及び財産の種類及び額
 - e) 社会法典第12編第34条から第34b条と関連する第2条及び第3条第3項に規定する教育及び参加のための給付の受給者については、次の区分ごとの給付額
 - aa) 小中高生及び託児施設に通う児童の遠足
 - bb) 小中高生及び託児施設に通う児童の修学旅行
 - cc) 学校のための必要品
 - dd) 小中高生の助成
 - ee) 学習の助成
 - ff) 学校並びに託児施設及び託児ケアにおける給食のための追加費用
 - gg) 共同社会における社会的及び文化的な生活への参加
 - f) (廃止)
 - g) 年末の調査に際しては、a から d までに掲げた項目に加えて、当該年及び当該年終了時点におけるこの法律に基づく他の給付の種類及び形態並びに稼得活動への参加

(29) 第12条の中で、イタリック体の箇所は2016年1月1日施行である。

2. 第1項第1号cに規定する調査においては、各受給者について、性別、出生年月、国籍、滞在法上の地位、当該年及び当該年終了時点における給付の種類及び形態、第3条第1項第5文第1号から第6号までに規定する受給者の区分、居住する自治体及びその地区、実施者の種類並びに宿泊の種類
- 2a. (削除)
3. 第1項第2号に規定する調査においては、実施者の種類、給付の種類及び形態並びに宿泊形態別の支出並びに収入の種類及び宿泊形態別の収入
- (3) 補助的調査項目は、次の各号に掲げるとおりとする。
 1. 情報提供義務者の氏名及び住所
 2. 第2項第1号に規定する調査のために、受給者の識別番号
 3. 再度の照会が可能な者の氏名及び電話番号
- (4) 第2項第1号aからdまで及びg並びに第2項第2号及び第3号に規定する調査は、毎年実施しなければならない。次の各号に規定する調査に対する回答は、当該各号に定めるとおりに提出しなければならない。
 - a) 第2項第1号aからdまで及びg(実績統計) 12月31日まで
 - b) (廃止)
 - c) (廃止)
 - d) 第2項第2号及び第3号 前年実績について
- (5) 第2項第1号eに規定する調査は四半期ごとに実施しなければならず、その際、性別、出生年月、居住する自治体及びその地区、国籍並びに滞在法上の地位を調査しなければならない。その際、四半期の各月の個別の給付額も、調査しなければならない。
- (6) 調査に対しては、情報を提供する義務を負う。第3項第1文第3号についての記載並びに第2項第1号d、第2項第2号及び第5項に規定する[居住する]自治体の地区についての記載は任意とする。情報提供義務を負うのは、この法律の実施の所轄機関とする。
- (7) 庇護申請者給付統計の結果は、自治体ごとに区分して公表することができる。

第13条 過料規定

- (1) 第8a条の規定に違反して、故意又は過失により届け出なかった者、正しく届け出なかった者、完全に届け出なかった者又は適時に届け出なかった者は、秩序違反とする。
- (2) 秩序違反の者は、5千ユーロ以下の過料に処することができる。

第14条 2015年の金銭給付額の改定に係る経過規定

第3条第1項第5文及び第2項第2文に規定する額は、2015年については、社会法典第12編第40条第1文第1号に規定する命令と関連する社会法典第12編第28a条に規定する改定率に準じ、改定する。連邦労働社会省は、改定後の額を連邦法律公報において公示する。

(わたなべ ふくこ)